

世羅町地域おこし協力隊募集要項

募集概要	世羅町地域おこし協力隊 活動内容：関係人口創出を目的とする交流支援活動（世羅町大見地区） 活動開始予定日：令和８年１月 ※活動開始時期については、相談に応じますが、遅くとも令和８年４月着任とします。
雇用関係の有無	なし ※委嘱による
募集人数・活動概要	関係人口創出を目的とする交流支援活動 <u>１名【活動拠点：世羅町大見自治センター】</u> □求める人物像 ・ 関係人口創出の取組に興味のある方 ・ 持続可能な集落活動の取組に興味のある方 ・ 自ら企画し実践する活動に意欲のある方 □活動の概要 大見地区における関係人口創出を目的とする交流支援活動に関する以下の活動 ・ 地域住民との交流活動 ・ 田舎に関心のある人と、地域の関わりづくりのためのイベントや交流プログラムの企画・実践 ・ 地域の魅力発掘と外部への情報発信 ・ 地元産物等の特産品化の取組
募集対象	下記（１）～（９）の全ての要件を満たす方 （１） 令和８年１月１日時点で満２０歳以上の方。性別は問わない。 （２） 過疎地域の地域活動に意欲と情熱があり、都市地域等に居住している方で世羅町に生活の拠点を移し住民票を異動できる方。又は、これまで他地域で地域おこし協力隊員として２年以上活動し、かつ解職から１年以内である方で世羅町に生活の拠点を移し住民票を異動できる方。 （３） 地域の特性や風習を尊重し、地域住民、関係者等と積極的にコミュニケーションをとり連携した活動ができる方。 （４） 心身ともに健康で明るく、誠実に活動を行うことができる方。 （５） 普通自動車運転免許を取得している方で、日常的に自動車の運転ができる方。 （６） 土日及び祝日の行事参加や夜間の会合など、不規則な活動に対応できる方。 （７） 活動に際して、法律及び町の規則等のルールに従うことができる方。 （８） パソコンの一般的な操作に加えて、ホームページ等の運営のための業務能力を有する方。 （９） その他、活動を行うために必要な基礎的知識を習得している又は習得する意欲のある方。

	※上記の「都市地域等」とは、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び奄美群島振興開発特別措置法その他2法に指定された地域）以外の地域です。 ※なお、外国籍の方で、永住者又は、特別永住者の在留資格がない外国籍の方は対象とはなりません。 ※応募書類の記載内容や応募資格、選考時の発言に虚偽、不正等が発覚した場合は、委嘱後であっても委嘱を取消します。
活動拠点	関係人口創出を目的とする交流支援活動：世羅町大見自治センター
活動時間	週 30 時間以上 ※活動拠点の状況、活動内容によりスケジュールを事前に調整していただきます。
活動期間・任用形態	(1) 町との雇用関係はありません。 (2) 委嘱期間は原則1年です。初年度は活動開始日に関わらず令和8年3月31日までとし、その後は活動に取り組む姿勢、成果等を勘案し年度ごとの委嘱となります。なお、期間は、最長で活動開始日から3年です。 (3) 副業は、地域おこし協力隊の活動に影響を及ぼさなければ問題ありません。
報償費	月額 266,000 円
待遇・福利厚生	(1) 町と雇用契約を結ばないため、健康保険と国民年金は各自の負担となります。 (2) 住居は民間の賃貸住宅等を借りていただくこととなります。住居の家賃は月額 50,000 円を上限に補助金を交付します。生活備品及び光熱水費は個人負担です。 ※支度金（引っ越し費用、交通費）として初年度に 30 万円を上限に、かかった費用の実費分を支給する制度があります。 (3) 活動に使用する車両は、協力隊本人の自家用車を使用する場合は規定の額を、車がない場合は車のリース料の半額を予算の範囲内で補助金交付します。 (4) 活動に使用するパソコンは町が貸与します。 (5) その他、活動に必要な出張旅費、燃料費、消耗品費等は予算の範囲内で補助金として交付します。
備考	令和7年度に大学等の卒業見込み者の応募も可能です。（ただし、卒業後の令和8年4月の着任となります。）